

人権コラム 心、豊かに

◆働く女性の人権

「男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会の実現」を目的に、1999（平成11）年に制定された「男女共同参画社会基本法」の施行から20年が経過しました。本年6月の総務省による「労働力調査」では、女性の就業者人口が3,000万人を突破し、女性の社会進出が進み、様々な分野で活躍する女性が増えています。

しかし、今もなお職場での女性に対する人権問題は残っています。例えば、女性が管理職に登用されづらい状況や、「女だから…」、「男だから…」と性別で任せられる職務の差があるなど、職場での差別待遇はいまだに問題が続いています。また、性的な嫌がらせなどのセクシュアル・ハラスメントや、働く女性が妊娠・出産を理由に不利益を受けるマタニティ・ハラスメントといった問題もあります。

このように、女性の社会進出が当たり前になった現代においても働く女性の人権が、全ての職場で尊重されているとは言えません。

こうした中、企業や行政の改善に向けた取り組みだけでなく、SNSなどを中心に世界中の女性がセクシュアル・ハラスメントや性的暴力の被害体験を共有し、被害告発や撲滅を訴える「#MeToo」運動や、日本国内でも職場で女性がハイヒールやパンプスの着用を義務付けられることに抗議する「#KuToo」運動などが広がってきており、様々な形で自分たちの権利を守るため立ち上がる人たちも増えているのです。

女性が自分の意思をはっきりと伝え、男性は相手の意思を尊重することで、働く女性の人権問題を減らしていけば、本当の意味で男女ともに能力を発揮し、全ての働く人が輝ける「男女共同参画社会」の実現につながるのではないのでしょうか。